

第 7 1 号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大する等のため必要があるからである。